

虐待の防止のための指針

社会福祉法人 萩の里
令和3(2021)年10月1日

(虐待の防止に関する基本的考え方)

第1 社会福祉法人萩の里（以下、「法人」という。）が設置する事業所（施設を含む。以下同じ。）においては、「高齢者虐待防止法」^{※1}の理念に基づき、高齢者が尊厳をもって自分らしい生活を安心して送れるよう、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わないものとする。

i	身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
ii	介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
iii	心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
iv	性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
v	経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待の防止のための体制)

第2 前項に基づき、虐待の防止のための対策を検討するため、法人の月見ヶ丘拠点及び壱ノ町拠点に「虐待防止検討委員会」（以下、「委員会」という。）をそれぞれ置く。

2 委員会は、別に定める「虐待の防止に係る規程」によりその体制及び検討内容等を規定するものとし、委員会の運営責任者として管理者1名が委員長に当たり、委員長は「介護サービス指定基準」等^{※2}に係る「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための責任者」とする。委員は拠点の各事業所より選出し組織する。

3 委員会は、身体拘束適正化委員会等、取り扱う事項が相互に関係が深い場合、その会議と一体的に行うことができるものとする。

なお、会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3 職員に対する虐待の防止のための研修を定期的に及び新規採用時に実施し、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発し、虐待の防止の徹底を図る。

2 研修の実施内容等については、「虐待の防止に係る規程」に定める。

(虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

- 第4** 虐待等（その疑いを含む。以下同じ。）が発生した場合には、速やかに市町村に通報するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処するものとする。
- 2 当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合等、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。
 - 3 職員は、前二項による通報（虚偽であるもの及び過失によるものと除く）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けないものとする。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

- 第5** 苦情相談窓口等を通じて虐待等に係る相談や、職員からの相談及び職員が他の職員による利用者（入所者を含む。以下同じ。）への虐待等を発見した場合には、管理者に報告するものとし、その具体的対応については「虐待の防止に係る規程」に定める。虐待者が管理者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。（以下、同じ。）
- 2 管理者は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理し記録する。
 - 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求めるとともに、法人本部に報告し就業規則等に則り必要な措置を講ずる。
 - 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
 - 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案の発生要因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成、職員に周知する。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

- 第6** 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた利用者の保護、財産上の不当取引による被害防止・救済を図るため、利用者又はその家族等に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

- 第7** 虐待等の苦情相談対応等については、前記第5によるほか、別に定める「苦情対応規程」によるものとする。
- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者等の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第8 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

第9 第3に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や加盟団体等により提供される虐待の防止に関する外部の研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図るものとする。

附則

この指針は、令和3年10月1日より施行する。

<参考>

- ※1 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
(平成17年法律第124号) 平成18(2006)年4月1日施行
- ※2 「介護サービス指定基準」等
 - ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
(厚生省令)(準用を含む)
 - ・「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準」(令和3年厚生労働省告示第71号)
令和3(2021)年3月15日公布、4月1日適用